

政治資金監査の質の向上について（案）

～平成29年分収支報告書(定期分)に係る政治資金監査を対象とした登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の実施等について～

- 個別の指導・助言の対象となる登録政治資金監査人は17人、件数は21件
- 対象者には、文書による指導・助言を実施するとともに、平成31年1月及び3月に実施する追加研修のいずれかへの参加を呼びかけ

1. 個別の指導・助言の実施（平成30年12月初旬までの報告分）

(1) 個別の指導・助言の実施の内訳

個別の指導・助言の対象としたもの	個別の指導・助言の対象とした登録政治資金監査人の人数 (【 】は平成28年分)	(参考) 逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数 (【 】は平成28年分)
ア 政治資金監査報告書に係るもの	0人 【4人】	0件 【14件】 (0%) 【0.6%】
イ 収支報告書（支出に係る分に限る。） に係るもの	17人 【16人】	21件 【19件】 (0.9%) 【0.9%】
計	17人 【20人】	21件 【33件】
純計	17人 【19人】	21件 【32件】 (0.9%) 【1.5%】

注1 上記の内訳は、平成30年12月3日までに都道府県選挙管理委員会（以下「都道府県選管」という。）等よりなされた報告を審議した結果、今回、個別の指導・助言を実施することとした対象者数等である。

2 【 】内の数値は、前回の平成28年分収支報告書（定期分）に係る政治資金監査を対象とした取組において平成29年12月4日までに都道府県選管等からなされた報告に基づく数値である。

3 個別の指導・助言の対象とした上記事例の収支報告書は、要旨の公表時には補正されている。

4 比率については、次の算式により算出している。

逸脱等のある政治資金監査報告書又は収支報告書の件数

要旨が公表された国会議員関係政治団体の平成29年分の収支報告書(定期分)の件数のうち、平成30年12月3日までに報告のあった都道府県選管等に係るもの (2, 227件) 【2, 154件】

(2) 個別の指導・助言の対象

都道府県選管等からの報告のうち、収支報告書上に金額の不整合（計算誤り、表間不突合等）があるものや、政治資金監査を適確に実施していないことが明らかであると考えられ、政治資金監査制度への国民の信頼に影響を及ぼしかねないと認められるもの等について、個別の指導・助言の対象とする。

(3) 個別の指導・助言の手法

個別の指導・助言の対象となった登録政治資金監査人に対しては、12月末以降、文書により、政治資金監査マニュアルに基づき適確な政治資金監査を実施するよう注意喚起する。

(4) 個別の指導・助言の対象となった者への追加研修受講の呼びかけ

平成29年分の取組において個別の指導・助言の対象となった者に対しては、平成31年1月30日（水）、3月20日（水）及び3月28日（木）に実施する追加のフォローアップ研修のいずれかへの参加を文書により呼びかける。

また、本研修の場では、平成29年分の取組で明らかになった誤りの事例も取り上げて重点的に解説し、平成30年分の収支報告書に係る政治資金監査の質の向上を図る。

2. 個別の指導・助言に係る取組結果の周知等

今回の取組の結果については、政治資金監査の質の向上に寄与するよう、委員会ホームページでの周知に加え、次のような方法により関係者に対して周知を図ることとする。

(1) 登録政治資金監査人に対する周知

登録時研修を修了したすべての登録政治資金監査人に対する取組結果等の周知文書の送付。

(2) 関係士業団体に対する周知

会員である登録政治資金監査人への周知について協力を依頼。

(3) 都道府県選管に対する周知

個別の指導・助言の対象とした事例等について情報提供等。

(4) フォローアップ研修における対応

主な逸脱事例等について、平成31年度のフォローアップ研修テキストで取り上げ、研修参加者に重点的に説明。